佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月26日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

### 佐賀県人事委員会規則第7号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則(昭和27年佐賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(特殊勤務実績簿)	(特
第12条 校長は、 <u>様式第1号から様式第6号まで</u> の特殊勤務実績簿	第12条
を備え、職員が条例 <u>第4条から第9条まで</u> に規定する勤務に従事し	実績
たときは、その実績を記録し、かつ、これを保管しなければならな	勤務
٧٠°	なけ
別表第2 (第8条関係)	別表第

改正前

へき地学校及びその級別

	級別	所在地	学校等の名称
	略		
4級		唐津市	唐津市立入野小学校向島分校
		略	略

# 様式第1号(第12条関係)

昼間部(夜間部)授業を本務として担当する者の行う 夜間部(昼間部)授業勤務簿

略

略

--様式第6号の次に次の様式を加える。

### (特殊勤務実績簿)

第12条 校長は、<u>様式第1号から様式第7号まで</u>の特殊勤務<u>に係る</u> 実績簿を備え、職員が条例<u>第4条から第9条の2まで</u>に規定する 勤務に従事したときは、その実績を記録し、かつ、これを保管し なければならない。

改正後

### 別表第2 (第8条関係)

へき地学校及びその級別

級別 所在地		学校等の名称				
略						
4級	唐津市	唐津市立肥前小学校向島分校				
	略	略				

## 様式第1号(第12条関係)

昼間部(夜間部)授業を本務として担当する者の行う 夜間部(昼間部)授業勤務実績簿

略

略

# 様式第7号(第12条関係)

<b>禄式第7号</b> (第12条関係)								
			夜間中学業	務実績				
					学校	2名	氏	名
校長	<i>h</i> : -	1 公市口料		孙	₹⁄5	Н	点	従事者
確認印	年月	(		業	務	内	容	確認欄

附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。